平成２１年（フ）第６３７９号
大阪市平野区加美東２丁目10番22号
債務者　瀬戸山明美
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４０９号
大阪府大東市末広町８番1101号
債務者　中野　孝明
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４３７号
大阪市都島区都島中通１丁目４番６号　白銀マンション303号
債務者　塚本冨美子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５７５号
大阪市東淀川区下新庄４丁目20番６号　ハイツヒライⅡ　103号
債務者　陶山　雅也
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５９５号
大阪府豊中市野田町38番22―205号
債務者　岩崎真希子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５９８号
大阪市福島区福島３丁目７番39―1111号
債務者　吉川　由香（旧姓念治）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６００号
大阪府八尾市北本町２丁目11番14号
債務者　山本摩利子（旧姓今嶋）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６０１号
大阪府吹田市南吹田３―17―５、住民票上の住所大阪市淀川区東三国１丁目19番７号
債務者　河田　郁子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６０６号
大阪府枚方市長尾家具町４丁目10番地の40
債務者　鳥山　信孝
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６０９号
大阪府茨木市学園南町３番13号
債務者　田中　雪絵
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６１５号
大阪市西淀川区野里１丁目６番11号　ニュー東京野里マンション402号室
債務者　平川　福美（旧姓名ベライノウエデメディーナ，マリアエレナ）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２４号
大阪府岸和田市河合町150番地の３、前住所大阪府岸和田市土生町333番地の17
債務者　蔭地野武好
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６２６号
大阪府貝塚市木積1963番地の９
債務者　市川　正樹
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７３７号
大阪府阪南市自然田426番地の14
債務者　田阪　政浩
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７４２号
大阪府貝塚市清児665番地の３―３―1113
債務者　大江　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７４３号
大阪府岸和田市宮前町５―３―302、住民票上の住所大阪府泉北郡忠岡町高月北２丁目10番16号
債務者　正岡　智砂
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７５６号
大阪府泉佐野市中町２丁目５番９号
債務者　宮崎　綾子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係